

●香川県監査委員公表第31号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成27年10月2日

香川県監査委員 林 勲  
同 大西 均  
同 香川 芳文  
同 高城 宗幸

- 1 監査対象部局 健康福祉部
- 2 監査対象年度 平成26年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措置の状況
指導注意事項	<p>ア 財産について                      斯道学園の講堂及び車庫の取壊しを行っていたにもかかわらず、香川県公有財産規則に基づく承認を受けていなかった。（子育て支援課）</p> <p>イ 物品について                      (ア) 毒物劇物について、管理者による定期点検結果が記録されておらず、所属長への報告ができていなかった。また、毒物・劇物出納簿、毒物・劇物使用簿について、記入漏れや記入誤りのあるものがあった。（食肉衛生検査所）</p> <p>(イ) 備品の照合検査の結果、所在不明の備品が散見されるので、早急に所在を確認する必要がある。また、香川県会計規則に基づく亡失等の報告ができていなかった。（保健医療大学）</p> <p>(ウ) パソコンについて、不用品として廃棄決定の手续をしたにもかかわらず、長期にわたり廃棄処分をしていないものがあった。また、不用品の払出手続は出納員の保管を離れるときにする必要があった。（保健医療大学）</p>	<p>ア 財産について                      今後は、同様の事態が起こることのないよう、財産の現状の把握と香川県公有財産規則の遵守を徹底する。</p> <p>イ 物品について                      (ア) 指摘のあった10月実施の定期点検については直ちに出納簿に記載し、所属長へ報告した。また、2回目の定期点検についても、平成27年3月末に実施した際、直ちに出入簿に記載し、所属長へ報告した。今後は、記入漏れや記入誤りのないよう出入簿・使用簿の記載管理の徹底に努める。</p> <p>(イ) 平成27年5月末に備品の照合作業を完了し、全ての備品の所在を確認した。また、香川県会計規則に基づき、亡失等の報告を適切に行うよう事務処理を徹底する。</p> <p>(ウ) 廃棄処分できていなかったパソコンについては、直ちに廃棄処分した。また、香川県会計規則に基づき、不用品の払出手続を適切に行うよう事務処理を徹底する。</p>

	<p>(エ) 取得した備品の備品出納通知書に物品出納命令者及び物品取扱員の押印がないものがあつた。また、取得した備品の供用手続きができていなかった。(医務国保課)</p> <p>(オ) 物品の寄附採納について、所掌する部長の決裁及び予算課長の合議を経ていなかった。(健康福祉総務課)</p> <p>(カ) 購入した備品について、支出命令書に台帳記入済の記載、押印があるにもかかわらず、当該備品に係る出納通知をしていなかった。(川部みどり園)</p>	<p>(エ) 指摘後直ちに、備品出納通知書の押印及び供用手続きを行った。今後は、香川県会計規則に基づき、備品出納手続きを適切に行うよう事務処理を徹底する。</p> <p>(オ) 今後は同様の事態が起こらないよう、香川県事務決裁規程、香川県予算規則等、関係法令の確認及び遵守を徹底することとした。</p> <p>(カ) 指摘後直ちに、当該備品に係る出納通知を行った。今後、備品を取得したときは、速やかに備品取得の出納通知をするとともに、支出命令書作成時に改めて備品登録の完了を確認することとした。</p>
--	--	---